

令和5年5月26日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社長大（所在地 東京都中央区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 佐野 幸雄（内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 西原 弘之（内線：2517）

○企画部技術管理課 課長 荒井 幸雄（内線：3311）

○企画部技術管理課 課長補佐 長谷川 勇人（内線：3315）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

総務部契約管理官 田口 由美子（内線：5880）

総務部経理調達課 課長 野路 靖雄（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社長大	東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4

2. 指名停止措置期間

令和5年5月26日から令和5年6月25日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当業者は、北首都国道事務所発注の「H30圏央利根川橋他2橋橋梁詳細設計業務」において、圏央道Ⅱ期線の菅谷橋施工にあたり、橋梁詳細設計を実施したが、菅谷橋を含む当該区間の舗装工事を実施するネクスコ東日本より、菅谷橋のA2橋台が土工部より9cm程度高いとの指摘を受けたため、貴社にて設計内容を確認したところ、本来より高い計画高の設計成果となっていることが、令和4年8月12日、判明した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当業者が、過失による粗雑業務を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。また、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日 建設省厚契発第33号）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第2号>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内